

### 1 生田緑地における東生田2丁目地区の位置付け

#### (1) 基本的な考え方の趣旨

本市には、都市計画決定後長期間が経過し、区域内に用地買収が必要な民有地が残存している**長期未整備公園緑地が14箇所**（約390ha）ある。

⇒「**長期未整備公園緑地の対応方針**」（平成23年1月策定）において、公園緑地の必要性や実現性等を勘案し、**区域整序を伴う見直しの考え方**を取りまとめている。

⇒その際、**生田緑地と等々力緑地は、特例として、生田緑地ビジョン等の関連施策との整合を総合的に考慮しながら、これらの整理がついた段階で、個別対応方針の基準の適用を検討**としている。

#### (2) これまでの経過

- 昭和16年：生田緑地を川崎市都市計画緑地第1号として決定（平成17年12月179.3haに変更）
- 昭和39年度～：生田緑地内の公園施設整備に着手 多様な魅力ある施設を設置（現在約117.1haを供用）
- 平成23年3月：生田緑地ビジョンを策定し、基本方針となっている「**施設の魅力を高める**」の中で、計画的な用地取得と整備の推進として、「**長期未整備公園緑地の対応方針**」の基準適用の検討をあげている。  
⇒緑地内には、**東生田2丁目地区のほか、用地取得の進まない長期未整備地区が存在している。**  
（計画面積 約179.3ha、取得済面積 約129.3ha、未取得面積 約50.0ha、取得率 約72%）
- 平成26年4月：小田急電鉄株式会社が向ヶ丘遊園跡地利用の基本計画の見直しを発表  
⇒基本合意を踏まえ、本市と小田急電鉄株式会社が再度、協議を進めることとなった。

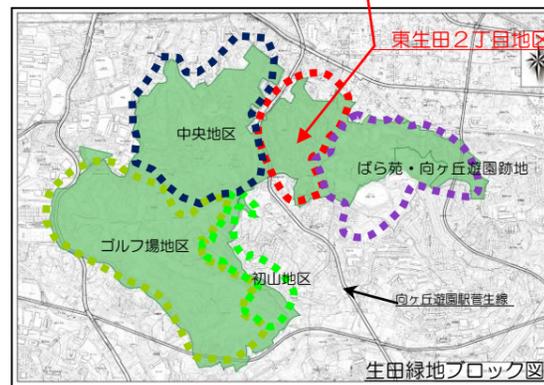
#### (3) 東生田2丁目地区の位置付け

##### ○生田緑地整備基本計画書（平成17年3月作成）

ワークショップ形式により行政と市民がパートナーシップを組み合わせながら生田緑地における将来の土地利用、公園利用・整備の基本となる計画図が作成されている。

##### ○生田緑地周遊散策路整備方針（平成24年9月策定）

**東生田2丁目地区**（右図 赤点線部分）は、向ヶ丘遊園駅、宿河原駅から中央地区とばら苑をつなぐ区域として位置付けられているが、中央地区とは、連絡ルートが向ヶ丘遊園駅管生線に分断されている。**生田緑地周遊散策路整備方針では、東生田2丁目地区内の散策路としては、3ルートが設定されているが、うち2ルートが未整備のため、現時点では、既存住宅地内の生活路を通過する東生田2丁目西ルートしかない状況にある。**



- ① 生田緑地全体の長期未整備地区対応方針を策定し、計画の全体像を明らかにする必要がある。
- ② 東生田2丁目地区は、中央地区とばら苑・向ヶ丘遊園跡地を連結する重要な区域であり、回遊性や機能配置などについて、**具体的な整備方針を策定する必要がある。**  
⇒生田緑地東生田2丁目地区整備の基本的な考え方の検討を行うため、**生田緑地長期未整備地区の整備方針検討委員会を設置**（平成25年1月）

### 2 生田緑地東生田2丁目地区の現況の整理

#### (1) 現況の整理

〔地形・自然〕東生田2丁目地区の、大部分は急傾斜地崩壊危険区域等に含まれており、宅地造成による擁壁が多く存在する。多摩丘陵を構成する樹林地は、地域の景観資源となっており、谷戸部には湧水が存在する。

〔世帯数・人口動態〕平成25年12月末日現在、東生田2丁目の人口は995人、世帯数は575世帯で、一世帯当たりの人口が1.73人である。

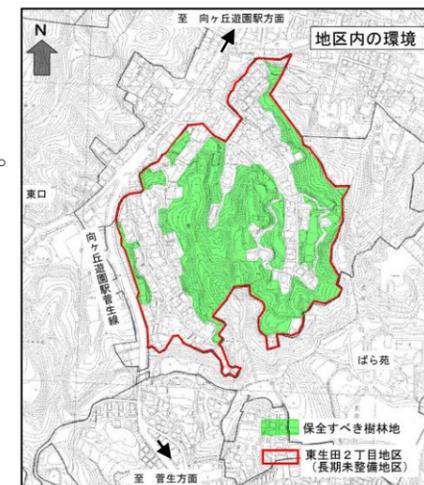
〔土地利用〕主に住宅地は谷戸に集中して、その背後の斜面地は、樹林地と住宅が混在する区域となっている。

〔第一種低層住居専用地域 建蔽率30%/容積率60%〕

〔地域連帯〕谷戸部にまみあな自治会、ともしび自治会、北側に飯室谷町会の3町会が存在する。

#### (2) 用地取得の状況

- ・昭和40年代に都市計画法55条区域の指定を行い、地区全体の約52%の用地を取得してきた。
- ・向ヶ丘遊園駅管生線側及び谷戸部住宅地の用地取得の進捗が思わしくなく、取得済用地と住宅地の混在化がみられる。（計画面積 約15.4ha、取得済面積 約8.1ha、未取得面積 約7.3ha、取得率 約52%）
- ・既存取得地（概ね樹林地）については、公園施設の整備が進んでいない。



### 3 整備の基本的な考え方

■環境審議会の答申による「長期未整備公園緑地の対応方針」に基づく4つの基本的視点を踏まえ、東生田2丁目地区について、整備の基本的な考え方を取りまとめた。

#### I 区域の見直しに取り組む

・長期に渡り既存取得地の整備が進んでいないことから、**地域住民の理解を得ながら、合理的な整備区域の整序を検討する。**

#### II 財源の確保に取り組む

・国庫補助金や民間活用など多様な整備手法を検討する。

#### III 事業地の選択と事業の重点化に取り組む

・中央地区とばら苑をつなぐ区域として、**生田緑地のエントランス機能の確保と尾根部の緑のつながりを軸とした整備を目指す。**  
・整備着手までの間、遊歩道など既存取得地の暫定整備を検討する。

#### IV 事業についての説明責任を果たす

・地域連携に配慮し、町内会をはじめとして、大学、NPO法人など、**様々な地域主体と協力関係を構築しながら整備を行う。**



### 4 今後の進め方

#### (1) 生田緑地長期未整備地区対応方針の策定（平成26年度～27年度）

環境審議会の答申による「長期未整備公園緑地の対応方針」の区域見直しの考え方（基準）に基づき、**生田緑地内各地区の区域整序を進める。**（学識経験者及び市民意見の聴取）

#### (2) 東生田2丁目地区における展開

**地域との意見交換、意向調査**⇒（平成27年度 整備基本方針策定、平成28年度 整備基本計画策定）